第六章　経済産業省関係

（ガス事業法の一部改正）

第八十七条　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を、「、都道府県」の下に「又は市」を加える。

第五十二条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第五十二条の三中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

（工場立地法の一部改正）

第八十八条　工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「当該都道府県」の下に「内の町村」を加え、「次項」を「第三項」に、「地域準則」を「都道府県準則」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市は、当該市の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地面積率等に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「市準則」という。）を定めることができる。

第六条第一項中「次の事項を」の下に「、当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては」を、「都道府県知事」という。）に」の下に「、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては当該特定工場の設置の場所を管轄する市長（以下単に「市長」という。）に」を加える。

第七条第一項中「都道府県知事」を「、当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては都道府県知事に、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては市長」に改める。

第八条第一項中「都道府県知事」を「その届出をした都道府県知事又は市長」に改める。

第九条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、同項第一号中「地域準則が」を「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が」に、「地域準則を」を「都道府県準則又は市準則を」に改める。

第十条第一項及び第十一条第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第十二条及び第十三条第三項中「都道府県知事」を「その届出をした都道府県知事又は市長」に改める。

第十五条の四を次のように改める。

第十五条の四　削除

（電気用品安全法の一部改正）

第八十九条　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の二第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を、「、都道府県」の下に「又は市」を加える。

第五十五条の二の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第九十条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の二第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を、「、都道府県」の下に「又は市」を加える。

第九十四条の二の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第九十五条の二中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

（消費生活用製品安全法の一部改正）

第九十一条　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を、「、都道府県」の下に「又は市」を加える。

第五十五条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

第五十七条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

（中小小売商業振興法の一部改正）

第九十二条　中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加える。

（発電用施設周辺地域整備法の一部改正）

第九十三条　発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「、経費の概算その他主務省令で定める事項」を「及び経費の概算」に改める。

（計量法の一部改正）

第九十四条　計量法（平成四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第百五十五条を次のように改める。

第百五十五条　削除

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第九十五条　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「。次項において同じ」を削り、同条第二項中「及び第二号」を削り、「第二号」を「第二号」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第七章　国土交通省関係

（水害予防組合法の一部改正）

第九十六条　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「ニ付テハ」を「ヲ定メタルトキハ遅滞ナク」に、「ノ認可ヲ受クベシ」を「ニ届出ヅベシ」に改める。

第七十八条中「事件ハ」を「事件アリタルトキハ遅滞ナク」に、「ノ許可ヲ受クベシ」を「ニ届出ヅベシ」に改める。

第七十九条及び第八十条を次のように改める。

第七十九条及第八十条　削除

（水防法の一部改正）

第九十七条　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改める。

第三十二条第二項中「諮るとともに、都道府県知事に協議しなければ」を「諮らなければ」に改め、同条第三項中「公表しなければ」を「公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければ」に改める。